

指名競争入札心得

(目的)

第1 奥州市の契約に係る指名競争による入札その他の取扱いについては、奥州市水道事業及び下水道事業会計規程においてその例によることとされる奥州市財務規則（平成18年奥州市規則第57号）その他関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札書記載金額)

第2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(入札等)

第3 入札参加者は、仕様書及び設計図書等を熟覧のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。委任状は、1件につき1通とする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 郵送による入札は、これを認めない。

5 市営建設工事の入札参加者は、工事費内訳書（別紙）を提出しなければならない。ただし、再度入札においては、この限りではない。

(入札の辞退)

第4 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するとき、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあつては、辞退届を入札担当に提出すること。提出方法は、持参、郵送又はファクシミリ送信によるものとする。

(2) 入札中にあつては、辞退する旨を記載した入札書を提出すること。

3 前項第1号に基づく辞退は、入札日の前日（この日が、奥州市の休日に関する条例（平成18年奥州市条例第2号）第1条第1項に定める市の休日（施設等においては休館日。以下、この項において同じ。）にあたる場合は、直前の市の休日ではない日）の17時まで撤回することができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執

行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 3 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。

(無効の入札)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金を納付すべき入札において、入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の失格)

第7 最低制限価格が設定されている場合においては、最低制限価格に満たない価格をもって入札を行ったものは失格となり、当該工事に係る再度入札に参加することができない。

(落札者の決定)

第8 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(異議の申立)

第9 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書及び図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。